

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ドルカス福祉会の役員・評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会・理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあった場合は、別表2により報酬及び業務遂行に必要な経費を支払う事ができる。

- 2 役員及び評議員が理事会・評議員会の出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び業務遂行に必要な経費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、交通費を支払うことができる。

- 2 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務をし、監査官庁の法人・施設指導監査に出席した場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員・評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

- 附則
1. この規程は、平成18年11月22日より適用する。
 2. この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	理 事 長	評 議 員 ・ 理 事 ・ 監 事
交 通 費	実 費	実 費

別表 2

名 称	理 事 長	評 議 員 ・ 理 事 ・ 監 事
業 務 報 酬	理 事 長	10,000円

別表 3

名 称	報 酬	交 通 費
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	15,000円	実 費

別表 4

名 称	旅 費 ・ 宿 泊 費	経 費	報 酬 1 日	
			理 事 長	
出 張 旅 費 研 修 費	実 費	実 費	理 事 長	20,000円
			評 議 員 ・ 理 事 ・ 監 事	10,000円